

知らせしているとおおり、平成21年度をもって事業を終了することとしている。

実施市においては、事業者に対して、再度、事業終了を周知徹底するとともに、認可化移行に向けた取組や事業終了に伴う児童の受け入れ先の確保等の特段のご配慮をお願いしたい。

3. 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、平成20年4月1日現在で229件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を发出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、平成20年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げたところであり、平成20年度中に結論を得る予定である。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。